

下線箇所が変更・追加内容となります。

		旧 (変更前)	新 (変更後)
第1条	定義	<p>本会則は、「フィットネスクラブコ・ス・パ」、「スポーツクラブコ・ス・パ」および「スイミング・カルチャースクールコ・ス・パ」(以下総称して「本クラブ」という。)の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用します。</p>	<p>本会則は、<u>株式会社オージースポーツ</u> (以下、「<u>会社</u>」という。)が運営する「<u>フィットネスクラブコ・ス・パ</u>」、「<u>スポーツクラブ コ・ス・パ</u>」および「<u>スイミング・カルチャースクール コ・ス・パ</u>」、「<u>女性専用ホットヨガ STUDIO be</u>」<u>女性専用フィットネススタジオ Rico</u>」の各クラブ (以下総称して「<u>本クラブ</u>」という。)の会員に共通して適用されるものとします。また、<u>外国語に翻訳し対訳形式で発行する会則</u> (以下、「<u>翻訳版</u>」という。)を作成する場合、<u>日本語による会則</u> (以下、「<u>日本語版</u>」という。)を正本とし、<u>翻訳版において日本語版の内容と不一致がある場合は、日本語版を優先してすべての会員に適用します。</u></p>
第2条	運営・管理・目的	<p>本クラブは、株式会社オージースポーツ (以下「会社」という。)が運営・管理を行い、会員が本クラブ内の諸施設 (以下「施設」という。)を利用して、心身の健康維持・増進および会員相互の親睦を図ることを目的とします。</p>	<p>本クラブは、<u>会社が運営・管理を行い</u>、会員が本クラブ内の諸施設 (以下「施設」という。)を利用して、<u>心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。</u></p>
第5条	入会資格	<p>①本クラブへの入会資格は、本会則および会社、本クラブならびに登録店舗が定める諸規則 (以下「本会則等」という。)を遵守できる方とします。なお、本クラブのうち「フィットネスクラブコ・ス・パ」および「スポーツクラブコ・ス・パ」への入会は満15才以上 (ただし、中学生は除く) の方に限ります。また、次の各号のいずれかに該当する場合は入会することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症、感染性のある皮膚病、およびこれに類する疾患を有する方。 	<p>①本クラブへの入会資格は、本会則および会社、本クラブならびに登録店舗が定める諸規則 (以下「本会則等」という。)を遵守できる方とします。なお、入会は満15才以上 (ただし、中学生は除く) の方に限ります。ただし、スイミング・カルチャースクールの年齢制限についてはコースごとに別に定めます。また、次の各号のいずれかに該当する場合は入会することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症、感染性のある皮膚病、およびこれに類する疾患を有する方。 2. 刺青タトゥーのある方。 3. <u>本会則第28条各号に定める反社会的勢力に該当する方。</u>

		<p>2. 刺青・タトゥーのある方。</p> <p>3. 暴力団関係者。</p> <p>4. 妊娠中の方（マタニティスクールは除く）。</p> <p>5. 医師から運動を禁止されている方。</p> <p>6. 会社が本クラブの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認められた方。</p> <p>7. 過去に会社、本クラブまたは登録店舗より除名等の通告を受けている方。</p> <p>8. 氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できない方。</p>	<p>4. 妊娠中の方（マタニティスクールは除く）。</p> <p>5. 医師から運動を禁止されている方。</p> <p>6. 会社が本クラブの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認められた方。</p> <p>7. 過去に会社、本クラブまたは登録店舗より除名等の通告を受けている方。</p> <p>8. 氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できない方。</p>
第8条	諸会費・諸料金等	—	<p><u>②本クラブが別途定める特典適用条件期間中に会員が退会する場合、本クラブが定めた違約金を支払うものとします。ただし、当該退会が会社の責による場合はこの限りではありません。</u></p>
第14条	退会	<p>④会員が会費等を3ヶ月以上滞納した場合は、会社は会員が退会したものとみなすことができるとします。ただし、これによる退会の場合でも本条第②項を適用します。</p>	<p><u>④次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を退会させることができるものとします。ただし、これによる退会の場合でも本条第②項を適用します。</u></p> <p>1. <u>クレジットカードでのお支払いの場合</u> <u>登録のクレジットカードで会費引き落としができず、会社が定める期日までに会員が所定の手続きを完了しなかった場合。</u></p> <p>2. <u>口座振替でのお支払いの場合</u> <u>会員が会費等を3ヶ月以上滞納した場合。</u></p>

第14条	退会	④登録のクレジットカードで会費引落ができず、会社が定める期日までに会員が所定の手続きを完了しなかった場合には、会社は会員が退会したものとみなすことができることとします。ただし、これによる退会の場合でも本条第②項を適用します。	④次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を退会させることができるものとします。ただし、これによる退会の場合でも本条第②項を適用します。 1. <u>クレジットカードでのお支払いの場合</u> <u>登録のクレジットカードで会費引き落としができず、会社が定める期日までに会員が所定の手続きを完了しなかった場合。</u> 2. <u>口座振替でのお支払いの場合</u> <u>会員が会費等を3ヶ月以上滞納した場合。</u>
第19条	禁止事項	8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。	8. 痴漢、のぞき、露出、 <u>相手の望まない性的な言動</u> 、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
第24条	休館	本クラブは定休日のほか、次の事由により施設の全部または一部を休館することがあります。 1. 天災、地変、気象情報の発令、その他止むを得ない事由が発生したとき。 2. 施設の改造または修理のとき。 3. その他営業上必要が生じたとき。	①本クラブは定休日のほか、次の事由により施設の全部または一部を休館することがあります。 1. 天災、地変、気象情報の発令、その他止むを得ない事由が発生したとき。 2. 施設の改造または修理のとき。 3. その他営業上必要が生じたとき。 ②あらかじめ予定されている休業は原則1週間前までに告知します。ただし、 <u>本条第①項第1号に定める休業については会社は事前告知を要しないものとします。</u> ③ <u>施設の一部分の利用制限・停止にとどまる場合には、会費の返還はせず、所定の会費をいただきます。また、施設の全部を休業する場合は、以下の通りとします。ただし、休業店舗以外の店舗を利用することができる措置をとる場合については以下の対応の対象外とします。</u> 1. <u>月間7営業日以内の休業の場合は、所定の会費をいただきます。</u> 2. <u>月間8営業日以上休業する場合は、休業日数分を日割り計算し返金します。</u>
第27条	施設の閉鎖	②本クラブの全部を閉鎖または解散する場合には、所定の算出方法により納入済みの会費を返還いたします。	②本クラブの全部を閉鎖または解散する場合には、 <u>第24条第③項に従い納入済みの会費を返還いたします。</u>